

◇静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例施行規則

1 制定の理由

静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例の制定に伴い、条例の施行に関し必要な事項を定めました。

2 内容

- (1) 学科、修業年限及び収容定員について定めました。（第2条関係）
- (2) その他必要な事項について定めました。

3 施行期日

この規則は、令和2年4月1日から施行することとしました。